

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(案)

1 沖縄県知事、沖縄県病院事業局長、沖縄県立北部病院長、公益社団法人北部地区
2 医師会長、公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院長、名護市長、国頭村
3 長、大宜味村長、東村長、今帰仁村長、本部町長、恩納村長、宜野座村長、金武町
4 長、伊江村長、伊平屋村長及び伊是名村長は、平成30年1月18日から平成31年○月
5 ○日までの間、沖縄県立北部病院(以下「県立北部病院」という。)と公益社団法人北
6 部地区医師会北部地区医師会病院(以下「医師会病院」という。)の統合による基幹病
7 院の基本的枠組みについて協議した結果、次のとおり合意した。

8
9 (基幹病院の名称)

10 **第1条** 県立北部病院と医師会病院を統合して新たに整備する基幹病院の名称は、
11 公立北部医療センター(以下「北部医療センター」という。)とする。

12 (設置主体)

13 **第2条** 北部医療センターの設置主体は、沖縄県(以下「県」という。)並びに名護市、
14 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、
15 伊平屋村及び伊是名村(以下「北部12市町村」という。)が、地方自治法(昭和22年
16 法律第67号。以下「自治法」という。)第284条第2項の規定に基づき設置した一部事
17 務組合とする。

18 2 前項の一部事務組合の名称は、沖縄県北部医療組合(以下「組合」という。)とす
19 る。

20 (運営主体)

21 **第3条** 北部医療センターの運営は、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理
22 者に行わせるものとする。

23 2 県及び北部12市町村は、前項の北部医療センターの指定管理を行わせる団体と
24 して、一般財団法人北部医療財団(以下「財団」という。)を設立する。

25 3 前項の財団の設立者には、地方公共団体以外の法人も含めることができるものと
26 する。ただし、前項の設立者全員の同意を得るものとする。

27 (整備協議会)

28 **第4条** この合意書の締結後、関係者間において、基本的枠組みの詳細その他北部
29 医療センターの整備に関して必要な事項について協議を行うための組織として、公
30 立北部医療センター整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

31 2 前項の協議会の役割、組織、構成員及び運営方法等については、別に定める。

32 (財政負担)

33 **第5条** 県及び北部12市町村は、北部医療センターの整備費用、指定管理料、組合
34 の経費及び財団設立の際の拠出財産について、それぞれ負担するものとし、その負
35 担割合又は具体的な金額については、協議会において協議の上決定するものとす
36 る。

1 2 北部医療センターの整備費用に対する北部12市町村の負担は、市町村の一般財
2 源に影響を与えることのない方法で行うものとする。

3 3 北部医療センターの指定管理料に対する北部12市町村の負担は、原則として病
4 院又は診療所を運営することにより交付される地方交付税相当額の範囲内とする。

5 4 組合の経費及び財団設立の際の拠出財産に対する北部12市町村の負担は、各
6 市町村の財政状況を十分に勘案した上で決定するものとする。

7 (剰余金の取扱い)

8 **第6条** 北部医療センターの運営により生じた剰余金は、職員及び医療機器への投
9 資、将来の病院建設費用の積立、その他病院の財務活動及び投資活動の費用に
10 充てるものとし、その詳細については、協議会において協議の上決定するものとす
11 る。

12 (医師会病院が保有する資産及び負債の取扱い)

13 **第7条** 医師会病院が統合する日の前日に保有している資産及び負債は、原則として
14 全て北部医療センターに引き継ぐものとする。

15 2 医師会病院は、北部医療センターに統合されるまでの間、従前のおり長期借入
16 金を毎年1億5,000万円ずつ返済し、新たな借入れは行わないものとする。

17 (県立北部病院が保有する資産及び負債の取扱い)

18 **第8条** 県立北部病院が統合する日の前日に保有している資産及び負債は、原則と
19 して北部医療センターに引き継がないものとする。

20 (医師会病院の職員の身分取扱い)

21 **第9条** 統合する日の前日に医師会病院に在職している職員のうち北部医療センター
22 での勤務を希望する者は、原則としてそれぞれの雇用形態に応じた形で、財団の職
23 員として雇用するものとする。

24 (県立北部病院の職員の身分取扱い)

25 **第10条** 統合する日の前日に県立北部病院に在職している職員のうち北部医療セン
26 ターでの勤務を希望する者は、原則としてそれぞれの雇用形態に応じた形で、財団
27 の職員として雇用するものとする。

28 (労働条件)

29 **第11条** 財団職員の給与、勤務時間その他の労働条件は、当分の間、医師会病院の
30 労働条件を適用するものとする。

31 (基本構想等)

32 **第12条** 北部医療センターの基本構想又は基本計画の策定に当たっては、北部圏域
33 において安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を確保及び維持すること
34 を基本的な考え方とし、協議会において協議の上決定するものとする。

35 (医療機能)

36 **第13条** 北部医療センターの病床は、高度急性期及び急性期病床400床、回復期病

1 床48床及び感染症病床2床による450床程度を基本とし、最終的な内容は協議会に
2 おいて協議の上決定するものとする。

3 2 北部医療センターが標榜する診療科目、取得する施設基準及び指定医療機関の
4 種別は、協議会において協議の上決定するものとする。

5 (健診・検診機能)

6 **第14条** 医師会病院が提供している健診・検診機能は、北部医療センターに引き継ぐ
7 ものとする。

8 (診療所の取扱い)

9 **第15条** 県立北部病院附属診療所及び北部12市町村が設置した診療所は、全て北
10 部医療センターの附属診療所として位置付けるものとする。

11 (附属病院及びちゅら海クリニックの取扱い)

12 **第16条** 医師会病院附属病院及びちゅら海クリニックは廃止するものとし、それぞ
13 の機能は、北部医療センターに移管するものとする。

14 (財団への職員派遣)

15 **第17条** 北部医療センターを運営する上で必要がある場合、県は、開院時から3年間
16 を限度として財団へ職員を派遣するものとする。

17 (協議)

18 **第18条** この合意書に定める事項について疑義が生じたときは、関係者間で協議の
19 上決定するものとする。

20

21 上記のとおり合意が成立したことを証するため、本書を作成し、当事者記名押印の
22 上、各自1通を保有する。

23

24 平成 年 月 日